



成田市消防本部からのお知らせ

火災予防条例を一部改正し、新たに「林野火災警報」「林野火災注意報」が規定されました。

今回の改正では、全国的に空気が乾燥した状況が続いていることから、既存の「火災警報」に加え、新たに「林野火災警報」「林野火災注意報」について規定されたものです。なお、この規定は**令和8年4月1日**から施行開始となります。

○「林野火災警報」

対象となる林野において、屋外でのたき火等の火の使用が**制限**され、違反した際には、消防法違反として罰金または拘留に処される場合があります。

○「林野火災注意報」

対象となる林野において屋外でのたき火等の火の使用を**控えるよう努める**必要があります。

制限される火の使用の例



●山林での火入れ



●たき火



●花火や火遊び



●燃えやすい物の近くでの喫煙

詳細はこちらから



林野火災警報(注意報)ホームページ



火災警報ホームページ

「なりた消防キャンペーン」を開催！

日 時 3月1日 (日)

10時00分から15時00分

場 所 ユアエルム成田

1階センターコートほか

内 容 ちびっこ消防車・消防装備の展示

消防音楽隊コンサート

(11:30から1階センターコート)

各種体験コーナーもお楽しみに！



裏面におしらせの続きがあります。



成田市消防本部からのお知らせ

住宅用火災警報器の設置は 義務です！

- ◆住宅用火災警報器の設置率は全国平均で約84%に対し成田市では約81%となっています。未だ約2割の住宅で未設置です。未設置は条例違反となります。
- ◆住宅用火災警報器が設置されていれば…
 - ・火災発生時、就寝していたが逃げ遅れなかった。
 - ・留守中に隣人が気がつき通報してもらえた。

※設置していることで大事に至らなかつたケースが多くあります。



- ◆設置場所について
 - ・寝室や階段に設置義務があります。
 - ・台所の設置義務はありませんが、出火率が高いため取付けをお勧めします。

- ◆交換時期について
 - ・使用期間は一般的に7年から10年。警報音が鳴ったり、使用期間を経過したら適切に交換を！



お問い合わせ先

お近くの消防署または成田市消防本部予防課まで

TEL: 0476-20-1591 (午前8時30分～午後5時15分)

※土日・祝日・年末年始を除く、月曜日～金曜日